

「成育医療等基本方針」の策定に向けた提言について

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(以下「法」という。)は、成育医療等の提供に関する施策の実施に関する事項を包括的に定める法律であるが、法に定められた施策を、切れ目なく、かつ、横断的に実施し、法の実効性を確保するためには、現在検討が進められている「成育医療等基本方針」に、施策実施に当たり必要となる具体的な事項を盛り込むことが重要であると考えます。

そこで、こうした観点に基づき、また、都道府県において健康医療行政を所管する立場から、次の視点を勘案して「成育医療等基本方針」を策定することを提言する。

1 記録の収集等に関する体制の整備等について (法第 15 条関係)

成育過程にある者に関する記録の収集・管理に当たっては、国及び地方公共団体における成育医療等の提供に関する施策の立案、実施、評価に有効に活用できるようにするため、全国で統一的に運用可能で、かつ、各自治体にとって利便性の高いシステムとする必要があること。

2 各種法定計画の策定に当たっての配慮等について (法第 19 条関係)

個別施策の実施に当たり、成育医療等の提供に関する施策の実施に関する事項が適切に盛り込まれ、切れ目なく、かつ横断的に施策が実施できるよう、国において各計画の策定に当たって配慮すべき事項を具体的に示す必要があること。

また、施策の実施状況の評価に関しても、具体的な評価方法や評価基準を例示することが効果的であること。

3 財政措置の充実について (法第 9 条関係)

成育医療等の提供に関する施策の充実を図るため、国において十分な財政措置を講じる必要があること。

令和 2 年 5 月 21 日

神奈川県健康医療局医務監 中澤 よう子